

施策の目標

市域の温室効果ガスの排出削減が進んでいる

成果指標

名称(指標の出典)	現状	目標値
市域の温室効果ガス排出量の削減割合(2013年度比) (川崎市調べ)	▲35.0% (R5年度)	▲45.4%以上 (R9年度)
市役所の温室効果ガス排出量の削減割合(2013年度比) (川崎市調べ)	▲24.6% (R6年度)	▲45.1%以上 (R10年度)
市域の再生可能エネルギー導入量(川崎市調べ)	25.2万kW (R6年度)	29.9万kW以上 (R10年度)

関連するSDGs



関連する主な個別計画

- 環境基本計画
- 地球温暖化対策推進基本計画

現状と課題

- 本市は地球温暖化対策推進基本計画に基づき、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めており、市域全体の温室効果ガス排出量を削減するために市民・事業者の意識改革や行動変容が求められています。また、近年、気温上昇や集中豪雨など、気候変動の影響が市民生活や生態系に深刻な影響を及ぼしており、「気候変動適応策」についても、市域全体で取組を進める必要があります。
- 市役所は、市域における民生業務部門で最大規模の温室効果ガス排出事業者であることから、率先して省エネルギーの徹底や再生可能エネルギー(以下「再エネ」)の導入を進め、市民・事業者の模範となることが求められています。令和7(2025)年3月には、市公共施設の新築時にZEB化を推進する環境配慮基準を策定し、取組を進めていますが、市役所の取組をさらに進める必要があります。
- 市域の再エネ導入促進に向け、令和7(2025)年4月から新築建築物等への太陽光発電設備等の設置義務制度を開始するとともに、「川崎未来エネルギー(株)」と連携して公共施設や民間施設への川崎産グリーン電力の供給を進めるなど、官民連携による電力の地産地消を推進していますが、再エネ導入量の目標達成に向けては更なる導入が必要です。また、省エネ対策や次世代自動車の普及についても進める必要があります。

市域の温室効果ガス排出量の推移



資料:川崎市調べ

取組の方向性

- ・ 「地球温暖化対策推進基本計画」に基づく、2030年度の市域全体の温室効果ガス削減目標50%の達成に向けた取組の推進
- ・ 再エネ電力の普及・地産地消に向けた再エネ設備の導入促進や、省エネ取組の推進

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
脱炭素戦略推進事業	脱炭素モデル地区「脱炭素アクションみぞのくち」の取組を通じ、市民・事業者の行動変容の促進を図るとともに、モデル地区の横展開に向けた取組を推進します。また、地球温暖化対策推進基本計画改定の検討を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 脱炭素アクションみぞのくちにおける脱炭素情報特化型デジタルサイネージ(電子ペーパー)及び建材一体型太陽光発電システムの設置 (R8年度) ・ 地球温暖化対策推進基本計画の改定 (R11年度)
再エネ導入等促進事業	太陽光発電設備の設置義務制度や補助制度の運用等により、次世代太陽電池も含め、住宅等への再エネ設備の導入を促進します。また、脱炭素先行地域の実現や、川崎未来エナジー(株)等と連携し、家庭や学校で生じた太陽光発電の余剰電力を地産地消する等、再エネ普及を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅等への再エネ設備導入補助 (毎年度) ・ 脱炭素先行地域における民間施設への太陽光発電設備の設置 (R8年度) ・ 官民連携により市内に普及した再エネ電力量 (R6年度:181GWh→R11年度:335GWh)
事業者脱炭素化支援事業	事業活動脱炭素化取組計画書制度の運用を図るとともに、脱炭素経営アクション推進事業者認定制度や脱炭素経営コンソーシアムを通じたマッチング等により、中小企業の脱炭素経営の促進やグリーンイノベーションの創出に向けた取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 脱炭素経営アクション推進事業者認定制度における伴走支援累計件数 (R7年度:制度開始→R11年度:250件) ・ 川崎CNブランド認定製品等累計件数 (R6年度:143件→R11年度:173件)
市役所脱炭素化推進事業	市公共施設のLED化等の実施による省エネ化のほか、令和12(2030)年度までに再エネ電力の100%導入や設置可能な施設の半数への太陽光発電設備の設置に向けた取組等により、市役所の脱炭素化を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ LED導入割合 (R6年度:56%→R11年度:94%) ・ 再エネ電力調達施設割合 (R6年度:25%→R11年度:78%) ・ 太陽光発電設備設置割合 (R6年度:15%→R11年度:46%)
次世代自動車普及促進事業	公用乗用自動車への次世代自動車の導入や市公共施設へのパブリック用充電インフラの整備を進めます。また、補助制度を運用して共同住宅への充電インフラの整備を行うことにより、次世代自動車の普及を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公用乗用自動車の次世代自動車導入率 (R6年度:61%→R11年度:82%) ・ 共同住宅への電気自動車用充電インフラの導入補助 (毎年度)

施策 3-1-2

資源循環の推進

施策の目標

市域全体に3Rの取組が広がり、循環型社会への移行が進んでいる

成果指標

名称(指標の出典)	現状	目標値
1人1日あたりのごみ排出量 (川崎市調べ)	793g (R6年度)	742g以下 (R11年度)
ごみ焼却量 (川崎市調べ)	31.5万t (R6年度)	28.7万t以下 (R11年度)
プラスチック資源の分別率 (川崎市調べ)	33% (R6年度)	51%以上 (R11年度)

関連するSDGs



関連する主な個別計画

- 環境基本計画
- 循環型社会形成推進計画
- 地球温暖化対策推進基本計画

現状と課題

- ごみの減量化が着実に進み、1人1日あたりのごみ排出量は政令指定都市で最少となっていますが、分別が不十分な品目への対応や食品ロス対策など、更なる改善が求められており、市民・事業者の意識醸成を促す取組や、リデュース・リユース・リサイクル(3R)を徹底するしくみづくりが求められます。
- 災害時における迅速かつ適正な収集・処理体制の確保や、高齢化の進展に伴うごみ出し困難世帯への対応、さらに施設の老朽化に対応した計画的な施設整備など、安定的な収集・処理体制の確保に向けて取組を進める必要があります。
- ごみ焼却に伴う温室効果ガス排出量の約8割はプラスチックごみに起因しており、脱炭素社会の実現に向けてプラスチックごみ対策は重要な課題です。廃棄物処理における脱炭素化を推進するため、プラスチックごみの発生抑制や分別率の向上に加え、余熱利用の促進や脱炭素化技術などの導入の検討を進める必要があります。

1人1日あたりのごみ排出量・ごみ焼却量



資料:川崎市調べ

取組の方向性

- 市民・事業者・行政の協働によるごみの減量化・資源化の推進
- 廃棄物処理における安定的な体制の構築や脱炭素化に向けた取組の推進
- 脱炭素化・循環経済への移行をめざしたプラスチック資源循環の推進

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
ごみ減量・リサイクル推進事業	更なるごみの減量化に向け、市民の取組効果の見える化など、効果的な普及啓発に取り組むとともに、事業者と連携したリユース・リサイクルや食品ロス削減等の取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> • リユーススポットの拡大(R10～11年度) • 事業系紙類の処理センターへの搬入抑制に向けた取組(R10～11年度)
資源物・廃棄物収集事業	資源物・廃棄物を安定的・安全に収集するとともに、超高齢社会への対応や脱炭素化を促進する取組を進めます。また、安定的にし尿収集・浄化槽清掃を行うとともに、災害時に備えたし尿収集・処理対策を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> • EVごみ収集車の導入計画の策定(R8年度) • 災害用トイレの備蓄及び組立訓練(毎年度)
資源物・廃棄物処理事業	資源物・廃棄物を安定的・安全に処理するとともに、余熱利用の促進やCCUS技術導入の検証等により、廃棄物処理における脱炭素化・資源循環に向けた取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> • 廃棄物埋立方針の策定(R9年度) • 浮島処理センターにおけるCO₂回収試験等(R8～11年度)
廃棄物処理施設建設事業	老朽化したごみ焼却処理施設や資源化処理施設等について、社会状況の変化に合わせて市全体の適正な処理能力等を検討するとともに、整備計画等を策定し、定期的に施設の建替えを実施します。	<ul style="list-style-type: none"> • 堤根処理センター解体撤去工事及び建設工事(R8～17年度予定) • 新入江崎クリーンセンターの完成(R9年度) • 新たな資源化処理施設の基本計画策定(R8年度)
循環型社会形成推進事業	プラスチックをはじめとしたさまざまな資源の循環に向けた取組や、循環経済への移行に関する実証事業を進めるとともに、市内100%プラスチック資源リサイクルの達成に向けて、法令に基づく国の次期認定取得を進めます。また、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理に向けた取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> • プラスチック資源一括回収の全市拡大(R8年度) • プラスチック資源リサイクルに係る国の次期認定取得(R10年度) • 災害廃棄物処理に関する訓練(毎年度)

施策の目標

大気や水などの地域環境が高い水準で維持されている

成果指標

名称(指標の出典)	現状	目標値
二酸化窒素の環境基準下限値 0.04ppmを達成した測定局の割合(川崎市調べ)	88.9% (R6年度)	94.4%以上 (R11年度)
河川のBOD、海域運河部のCODの環境基準値適合割合(川崎市調べ)	100% (R6年度)	100% (R11年度)
光化学オキシダント環境改善評価指標値(川崎市調べ)	0.0103ppm (R6年度)	0.0103ppm 以下 (R11年度)

関連するSDGs



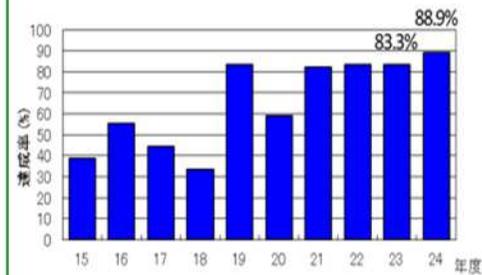
関連する主な個別計画

- 環境基本計画
- 大気・水環境計画

現状と課題

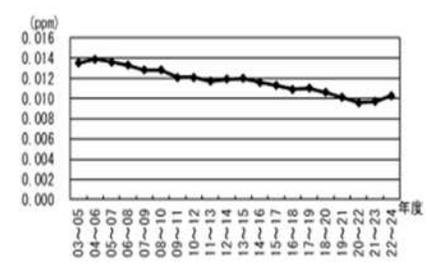
- 大気や水などの環境は概ね環境基準を達成し、改善傾向にあります。光化学オキシダントなど一部の項目では、広域的な影響や気象条件により環境基準を満たしていません。これらの項目については基準達成に向けた取組が必要であり、また、達成済の項目についても、達成維持と更なる改善を図る必要があります。
- 大規模開発事業に対しては、環境影響評価制度を通じて適正な環境配慮を促し、事業開始後は法令に基づく監視・指導や自主管理の促進を行っています。
- 気候変動や都市活動の多様化に伴う広域的な課題に対応するため、国や近隣自治体と連携し、広域的な環境対策を進める必要があります。
- 大気や水などの環境基準は近隣都市と比較しても遜色ない達成状況にある一方で、かわさき市民アンケート(令和6(2024)年度)において「大気や水などの環境が良好であると思う市民の割合」は5割程度にとどまっています。将来にわたり健全で良好な環境を維持するため、法令に基づく環境負荷低減の取組を継続するとともに、環境配慮意識の向上と、市民実感の改善を図る必要があります。

二酸化窒素環境基準下限値達成率



資料:川崎市調べ

光化学オキシダント環境改善評価指標値



資料:川崎市調べ

取組の方向性

- 更なる環境改善及び環境基準等達成の維持に向けた、環境の状況把握と発生源対策の着実な実施
- 大規模開発事業の実施前における適正な環境配慮に向けた、適切な環境影響評価の推進
- 更なる環境負荷の低減に向けた、多様な主体と連携した環境配慮意識の向上の取組と事業者の自主的な取組等の推進

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
大気・水環境保全事業	光化学オキシダント等の原因物質の一つであるVOC対策や水環境に関する情報発信、近隣都県市等と連携した取組を実施し、環境配慮意識の向上を図るとともに、事業者の自主的な取組を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> • VOCの排出削減に向けた事業者ヒアリング（毎年度） • 河川生物調査の実施（毎年度）
環境常時監視事業	関係法令等に基づき大気や水質等を常時監視するとともに、放射能関連施設周辺等において環境放射線等モニタリングを行います。	<ul style="list-style-type: none"> • 監視結果のホームページでの公表（毎年度）
大気・水質発生源対策事業	法令に基づく監視・指導を行うとともに、環境行動事業所制度等を活用した環境負荷低減に向けた事業者の自主管理の促進により、大気汚染・水質汚濁の発生源対策を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> • 工場・事業場への立入調査の実施（毎年度） • 事業者の自主管理促進に係る情報発信の実施（毎年度）
環境影響評価事業	大規模な工事や開発事業などの実施にあたり、事業者自らが環境への影響を事前に調査・予測・評価し、市がその結果を縦覧の上、環境影響評価審議会の意見を聴き、市民意見も踏まえて、環境の保全の見地から審査し、環境の保全について適正な配慮を促します。	<ul style="list-style-type: none"> • 環境影響評価手続の実施（毎年度）
地域環境共創推進事業	大気・水環境に関する出前授業やイベントによる環境教育等の実施やSNS等さまざまな媒体を活用した情報発信、ワークショップ等を通じた市民・事業者との協働連携などの取組を推進します。また、大気・水環境計画改定の検討を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> • 環境配慮意識の向上を促す各種環境イベントの実施（毎年度） • 「大気・水環境計画」の改定の方向性の取りまとめ（R11年度）

施策 3-2-1

協働・共創によるみどりのまちづくり

施策の目標

多様な主体による協働・共創を通じてみどりが育まれている

成果指標

名称(指標の出典)	現状	目標値
協働の取組により植樹した本数(川崎市調べ)	143万本 (R6年度)	178万本以上 (R11年度)
緑のボランティア活動団体数(川崎市調べ)	1,409団体 (R6年度)	1,409団体以上 (R11年度)
多摩川を訪れたことのある人の割合(市民アンケート)	64.4% (R7年度)	65.2%以上 (R11年度)

関連するSDGs



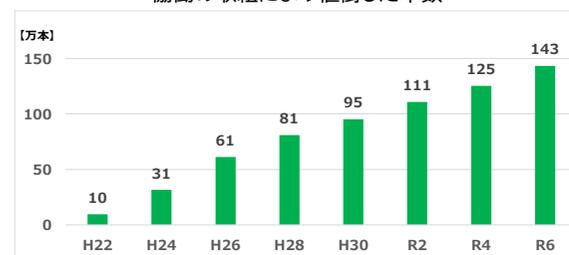
関連する主な個別計画

- みどりの将来像
- 緑の基本計画
- 生物多様性かわさき戦略

現状と課題

- 本市には、多摩丘陵や多摩川などの貴重な自然や、特色ある公園緑地が存在しています。これらのさまざまな緑は、生物多様性の保全など地球環境において重要な役割を果たすとともに、都市の基盤として生活空間にうるおいやすらぎ、人と人のつながり等をもたらすなど、多様な機能や効果を有することから、こうしたみどりの価値を最大限に活用し、まちづくりに取り組んでいく必要があります。
- 市民・企業・学校など、多様な主体による協働・共創の取組等により、みどりを通じて、暮らしやすく、住み続けたいまちの実現をめざしています。
- こうした中、本市の多様なみどりを活用したさまざまな活動や、全国都市緑化かわさきフェアを契機として生まれた新たな関係性や取組を通じて、みどりを育み、みどりをきっかけに人と人が地域でつながるまちづくりを進めています。
- 一方で、緑のボランティア活動団体の高齢化等に伴い、活動の持続性の確保が困難になるなどの課題が生じていることから、若い世代の参加促進や参加者の知識・経験に応じた支援など、人材確保・育成の取組を進める必要があります。
- 地域の自然に触れることで、自然や生き物への興味を育めるよう、身近な生き物に関する情報発信等を行っています。生物多様性への配慮意識をさらに高めていくため、より一層、取り組んでいく必要があります。

協働の取組により植樹した本数



資料：川崎市調べ

取組の方向性

- 多様な主体のつながりを活かした、協働・共創の取組による都市緑化やグリーンコミュニティ形成の一層の推進
- 多摩川や多摩丘陵などの保全や活用の推進
- 生物多様性への配慮意識向上等に向けた取組の推進

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
都市緑化推進事業	緑化フェアを契機として生まれた、学校と地域を花やみどりでつなぐ協働の花苗育成や、「みどりの事業所推進協議会」を通じた事業所緑化の取組など、市民・企業・学校等との協働を通じて、都市緑化を推進するとともに、こうした取組を広く情報発信します。	<ul style="list-style-type: none"> • 子どもたちの育てた花苗による、公園やまちなかななどの緑化（毎年度） • 2027年国際園芸博覧会への出展（R8～9年度）
グリーンコミュニティ推進事業	公園等における持続的な協働の取組を推進するため、みどりに関わる人材の育成や発掘、活動団体への支援などを行うとともに、多様な主体のつながりを活かし、協働・共創の取組を進めることで、一層のグリーンコミュニティの形成を図り、地域の魅力向上や活性化をめざします。	<ul style="list-style-type: none"> • 市民に親しまれる、特色ある公園づくりに向けたモデル事業の推進（各区：R8年度～） • 公園を活用する方法等を掲載した「公園使いこなしスターブック」の更新（隔年）
多摩川施策推進事業	「新多摩川プラン」に基づき、水辺の賑わい創出に向けた取組を推進するとともに、水辺の楽校の活動支援や流域自治体との連携による協働の取組、二ヶ領せせらぎ館や大師河原水防センターによる環境学習・情報発信の取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> • 実施事業報告書「多摩川は今」の公表（毎年度） • 水辺の賑わい創出に向けた協定等に基づくイベントの実施（毎年度）
里山管理協働事業	市民・企業・学校等との協働により、緑地の保全活動や環境教育、わんぱくの森事業による自然体験プログラムなどを実施し、市内に残された緑地・里地里山環境を次世代に継承します。	<ul style="list-style-type: none"> • 協働による緑地保全地区数（～R11年度：3地区） • わんぱくの森事業による自然体験プログラムの実施（毎年度）
生物多様性推進事業	自然環境の現状と変化を把握するため、動植物の生息・生育状況の調査を行うとともに、かわさき生き物マップなど、さまざまな媒体を活用して情報発信していくことにより、市民の生物多様性への配慮意識向上を図り、地域に息づく生き物の生息・生育環境への理解が深まるよう取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> • 身近な生き物探し等の投稿（毎年度） • 動植物の生息・生育調査の実施（毎年度）

施策の目標

魅力的で居心地のよい公園緑地等が整備されている

成果指標

名称(指標の出典)	現状	目標値
公園緑地面積(川崎市調べ)	775.8ha (R6年度)	781.2ha以上 (R11年度)
公園緑地の利用頻度 (市民アンケート)	65.7% (R7年度)	66.5%以上 (R11年度)
街路樹の維持管理を行った路 線数の割合(川崎市調べ)	100% (R6年度)	100% (R11年度)

関連する
SDGs



関連する
主な個別計画

- みどりの将来像
- 緑の基本計画
- 街路樹管理計画

現状と課題

- 公園緑地は、災害時の避難場所や、地域コミュニティの形成の場として活用されるなど、貴重なオープンスペースとして価値が再認識されていることから、引き続き利用価値を高めながら、誰もが利用しやすく、快適で、居心地のよい、地域の特色を活かした公園緑地づくりを進めていく必要があります。
- 多様なニーズへの対応や新たな魅力の創出などに向けて、民間の発想や運営ノウハウ等を活用し、持続可能な管理運営に向けた取組を進める必要があります。
- 市民が安全かつ快適に公園緑地や道路を利用できるように、計画的な樹木の剪定や除草、老朽化が進んだ公園の再整備やバリアフリー化、遊具更新や施設の補修など、適切な維持管理を実施する必要があります。
- 近年の気候変動の影響による風水害の激甚化・頻発化などを踏まえ、公有地化した緑地で対策が必要な斜面地の安定化を図るとともに、市域に残る貴重な緑地を計画的に保全・維持管理することで、地球温暖化への対応や生物多様性の保全に寄与する必要があります。



資料:川崎市調べ

取組の方向性

- 立地特性や地域ニーズ等を踏まえた、都市の価値を高める、魅力ある公園緑地づくりの推進
- 公園緑地の更なる魅力向上に向けた、民間活力導入の推進
- 公園緑地や道路の安全性・快適性向上及び緑地の保全に向けた維持管理の推進

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
公園緑地整備等事業	地域特性を活かした魅力ある施設の整備や、老朽化の進んだ公園の再整備、バリアフリー化、民間活力導入の検討などの取組により、都市の価値を高めるよう魅力的な公園の整備を進めます。多摩川河川敷のトイレや水飲み場等について、誰もが安心して使えるよう、快適性の向上に取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> • 生田緑地東地区・ばら苑等整備推進（R8年度～） • 夢見ヶ崎動物公園再整備推進（R8年度～） • 稲田公園再整備に向けた取組推進（R8年度～） • 多摩川河川敷トイレ更新等（～R11年度：28棟） • 全天候型の子どもの遊び場づくり（R8年度～）
等々力緑地再編整備事業	市民の利便性の向上や新たな魅力・価値の創出により、等々力緑地を日常的に賑わう「市民が誇りを持てる場所」とするため、「等々力緑地再編整備実施計画」に基づき、民間活力を導入した緑地全体の再編整備を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> • (新)陸上競技場の完成（R8年度） • (新)とどろきアリーナの完成（R10年度） • みんなのはらっぱの完成（R10年度） • 球技専用スタジアムの完成（R11年度）
公園緑地公民連携推進事業	公園緑地が持つ魅力を引き出し、効率的・効果的な管理運営を図るため、更なる民間活力の導入を検討するとともに、導入済の公園緑地では民間事業者や地域と連携し、取組を推進することにより、まちの賑わいを創出し、都市の魅力と活力の向上をめざします。	<ul style="list-style-type: none"> • 多摩川見晴らし公園への民間活力導入着手（R8年度～）
公園緑地・街路樹維持管理事業	公園緑地が、安全で居心地よく快適に利用できる場となるよう、樹木剪定や除草、施設の維持管理等を行います。また、良好な街路景観や暑熱対策に資する緑陰を確保できるよう、街路樹の健全度診断や計画的な更新、剪定等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> • 公園緑地や街路樹の計画的な維持管理の実施（毎年度）
緑地保全管理事業	緑地は水源涵養、都市気候の改善等の重要な役割を有しているため、緑地保全カルテに基づき、特別緑地保全地区指定等の緑地保全施策の取組を推進します。公有地化した緑地については斜面の安定対策や施設整備を行うとともに、樹林地の状況に応じた適切な維持管理を行い、利活用を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> • 緑地保全面積（R6年度：253.0ha→R11年度：258.0ha）